

【令和8年4月1日施行】

# 学 則

吉田学園公務員法科専門学校

# 吉田学園公務員法科専門学校学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、公務員として法令を遵守し公正に公務を遂行する知識を学ぶとともに、その資質を高め、国民全体の奉仕者として公共の利益のために地域社会に貢献できる職業人を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、吉田学園公務員法科専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区南3条西1丁目15番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
文化・教養	専門課程	公務員学科	昼 間	2年	74人	148人	4学級
文化・教養	専門課程	公務員学科(1年制)	昼 間	1年	37人	37人	1学級

(在学年限)

第6条 本校に在学することができる期間は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの学科において、前後期の終始期を変更することができる。

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日。

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日。

(3) 吉田学園創立記念日 9月15日。

(4) 夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、春季休業日。

2 前項(4)の休業日については各学科及び学年毎に、年度当初に校長が定める。

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。

4 校長は、必要により第1項の休業日を臨時に変更することができる。

5 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 教育課程、授業単位数、職員組織

(教育課程、授業単位数、始業及び終業)

第9条 本校の教育課程、単位数及び配当基準年次は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- 3 本校の始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

(単位計算方法)

第10条 本校の授業科目の単位計算方法は、1単位の授業時数を45時間の修得を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価・単位の授与)

第11条 授業科目の成績評価及び単位の授与は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行う。

- 2 各科目の出席時数が既定の時数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 成績の評価は100点満点とし、S(90点以上)、A(89点から80点)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(60点未満)をもって表示し、S、A、B及びCを合格とし所定の単位を授与する。

ただし、実習・集中講義及び入学前に取得し学校が認定する単位等特別な場合は、認定単位とし、「N」をもって表示することができ、5段階評定法の「C」以上にあたる。

- 4 その他、成績評価及び単位の授与に関しての詳細は別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修等)

第12条 学生が本校在学中に行つた、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

ただし、当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 学生が本校に入学する前に行つた、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

- 2 前項により本校において履修したものとして認定することができる単位数は、前条により本校において履修したものとして認定した単位数と合わせて当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

(職員組織)

第14条 本校に校長、教員、講師、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会議)

第15条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。

- 2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

### 第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
- (7) その他本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。

#### （入学時期）

第17条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

#### （入学手続、許可）

第18条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第32条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して募集要項に定める選考方法により、合格者を決定する。
- (3) 本校の入学許可を受けようとする者は、所定の誓約書に入学金及び授業料等を添え、指定の期日までに提出しなければならない。
- (4) 前号に定める手続が所定の期日までに行われないうち、又は出願書類及びその他の書類に虚偽の記載があるときは、入学の許可を取り消すことがある。

#### （転入学及び編入学）

第19条 本校に転入学又は編入学を志望する者がいるとき、校長は欠員のある場合に限り、選考の上転入学又は編入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が定める。
- 3 転入学及び編入学に必要な事項は別に定める。

#### （転学及び転科）

第20条 学生が他の学校への転学又は他の学科への転科を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 転学及び転科に必要な事項は別に定める。

#### （欠席）

第21条 学生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

#### （休学）

第22条 病気その他やむを得ない理由により、就学することのできない者は、校長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の理由が病気による場合は、医師の診断書を添付して願い出なければならない。
- 3 病気のため就学が不適当と認められる者に対しては、校長は休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合校長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 5 休学期間は通算して修業年限を超えることはできない。
- 6 休学期間は第6条の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、復学の許可を願い出るものとし、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、理由を記した書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、所定の会議の議を経て校長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期行方不明の者。
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者。
- (3) 授業料、その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (4) 第6条に定める在学年限内に卒業ができないことが確定した者。
- (5) 第22条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学の手続をしない者。

(復籍)

第26条 前条各号の事由によって除籍された者が、除籍の事由が解消され、かつ、復籍願を校長に提出した場合は、所定の会議の議に諮り、復籍を認めることがある。

2 復籍を許可されたものに対し必要な事項は別に定める。

(卒業・課程修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学科を修業年限以上在学し、教育指導計画に従って次の各号に定める単位数以上修得し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て卒業を認定する。

(1) 公務員学科

ア 警察消防専攻 108単位以上

イ 市町村専攻 111単位以上

(2) 公務員学科(1年制) 53単位以上

2 校長は、卒業を認定した者に対して別記第1号様式の卒業証書を授与する。

3 各学年における進級要件は別に定める。

(称号の授与)

第28条 前条により、文化・教養専門課程公務員学科を修了した者は専門士(文化・教養専門課程)の称号を授与する。

## 第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

## 第6章 賞 罰

(褒賞)

第30条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長は所定の会議に諮り褒賞することができる。

(懲戒)

第31条 校長は、本校の規則若しくは命令に違反し、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
  - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

## 第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第32条 授業料、入学金その他の費用は、別表第2のとおりとする。ただし、経済情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができる。

(納付金の納入時期)

第33条 学生は前条に定める納付金を、所定の期日までに納入しなければならない。納入方法については別に定める。

(納入金の不返還)

第34条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く納入金を返還する場合がある。

(納入の特例)

第35条 特待生や休学等により特別の事由が発生したときは、第32条及び第33条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

## 第8章 健康管理

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第9章 附帯教育事業

(附帯教育)

第37条 本校は、附帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

科名	昼夜の別	修業期間	授業時数	総定員
公務員試験対策科	昼間	1年以内	400時間以内	200人
公務員試験対策科	夜間	1年以内	400時間以内	200人

- 2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から実施する。

(第26条の追加)

**附 則**

この学則は、令和6年4月1日から実施する。

(別表第2(第32条関係)の改正)

**附 則**

この学則は、令和8年4月1日から実施する。

(別表第2(第32条関係)の改正)

**附 則**

この学則は、令和8年4月1日から実施する。ただし、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。(学校教育法の一部改正による第9条～第13条、第16条、第19条、第27条、別表第1(第9条関係)、別表第2(第32条関係)、別記第1号様式(第27条関係)の改正)

## 別表第1 (第9条関係)

## 教育課程及び授業時間数

文化・教養分野 専門課程 公務員学科 警察消防専攻

授 業 科 目		単 位	年間授業時間数		総授業 時間数	備 考
			第1学 年	第2学 年		
必 修	一般教養 (数的)	数的知能Ⅰ	6	90		90
		数的知能Ⅱ	6	90		90
		数的知能Ⅲ	6		90	90
	一般教養 (判断)	判断知能Ⅰ	6	90		90
		判断知能Ⅱ	6	90		90
		判断知能Ⅲ	6		90	90
	総合演習	模擬演習Ⅰ	4	60		60
		模擬演習Ⅱ	4		60	60
		模擬演習Ⅲ	8		120	120
		基礎学習講座Ⅰ	2	30		30
		トレーニングⅠ	1	30		30
		トレーニングⅡ	1	30		30
		トレーニングⅢ	1		30	30
		2次試験対策Ⅰ	2	30		30
		2次試験対策Ⅱ	2	30		30
		2次試験対策Ⅲ	2		30	30
	ビジネス関連技法A	キャリアデザインⅠ	1		15	15
		ビジネススキルⅠ	2		30	30
		WordⅠ	4		60	60
		ExcelⅠ	3		45	45
必修科目 小計		73	570	570	1,140	
選 択	一般教養 (国語)	国語・文章理解Ⅰ	4	60		60
		国語・文章理解Ⅱ	4	60		60
		国語・文章理解Ⅲ	4		60	60
		作文指導Ⅰ	2	30		30
	一般教養 (英語)	英語Ⅰ	2	30		30
		英語Ⅱ	2	30		30
		英語Ⅲ	2		30	30
	一般教養 (数学)	数学Ⅰ	2	30		30
		数学Ⅱ	2	30		30
		数学Ⅲ	2		30	30
	一般教養 (政治・経済)	政治・経済Ⅰ	4	60		60
		政治・経済Ⅱ	4	60		60
		政治・経済Ⅲ	4		60	60
	一般教養 (歴史)	日本史Ⅰ	2	30		30
		日本史Ⅱ	2	30		30
		日本史Ⅲ	2		30	30
		世界史Ⅰ	2	30		30
		世界史Ⅱ	2	30		30
		世界史Ⅲ	2		30	30
	一般教養 (地理)	地理Ⅰ	2	30		30
地理Ⅱ		2	30		30	
地理Ⅲ		2		30	30	

公務員学科 警察消防専攻 (つづき)

授 業 科 目			単 位	年間授業時間数		総授業 時間数	備 考
				第 1 学年	第 2 学年		
選 択	ビジネス関連技法 A	簿記 I	5		75	75	
		電卓 I	2		30	30	
		税法 I	3		45	45	
	選択科目 小計		66	570	420	990	
選 択	社会実習	社会実習 I	1		45	45	
		社会実習 II	1		45	45	
		社会実習 III	1		45	45	
		社会実習 IV	1		45	45	
		社会実習 V	1		45	45	
		社会実習 VI	1		45	45	
		社会実習 VII	1		45	45	
	選択科目 小計		7		315	315	
選 択	ビジネス関連技法 B	数的知能IV	4	60		60	
		判断知能IV	4	60		60	
		模擬演習IV	4	60		60	
		模擬演習V	2	30		30	
		電卓 II	2	30		30	
		PowerPoint I	2	30		30	
		Word II	2	30		30	
		Excel II	2	30		30	
		簿記 II	5	75		75	
		税法 II	3	45		45	
		キャリアデザイン II	1	15		15	
	選択科目 小計		31	465		465	
総 合 計			139	1,140	990	2,130	

## 別表第1 (第9条関係)

## 教育課程及び授業時間数

文化・教養分野 専門課程 公務員学科 市町村専攻

授 業 科 目		単 位	年間授業時間数		総授業 時間数	備 考
			第1学 年	第2学 年		
必 修	一般教養 (数的)	数的知能Ⅰ	6	90		90
		数的知能Ⅱ	6	90		90
		数的知能Ⅲ	6		90	90
	一般教養 (判断)	判断知能Ⅰ	6	90		90
		判断知能Ⅱ	6	90		90
		判断知能Ⅲ	6		90	90
	総合演習	模擬演習Ⅰ	4	60		60
		模擬演習Ⅱ	4		60	60
		模擬演習Ⅲ	8		120	120
		基礎学習講座Ⅰ	2	30		30
		2次試験対策Ⅰ	2	30		30
		2次試験対策Ⅱ	2	30		30
		2次試験対策Ⅲ	2		30	30
	ビジネス関連技法A	キャリアデザインⅠ	1		15	15
		ビジネススキルⅠ	2		30	30
		WordⅠ	4		60	60
		ExcelⅠ	3		45	45
必修科目 小計		70	510	540	1,050	
選 択	一般教養 (国語)	国語・文章理解Ⅰ	4	60		60
		国語・文章理解Ⅱ	4	60		60
		国語・文章理解Ⅲ	4		60	60
		作文指導Ⅰ	2	30		30
	一般教養 (英語)	英語Ⅰ	2	30		30
		英語Ⅱ	2	30		30
		英語Ⅲ	2		30	30
	一般教養 (数学)	数学Ⅰ	2	30		30
		数学Ⅱ	2	30		30
		数学Ⅲ	2		30	30
	一般教養 (政治・経済)	政治・経済Ⅰ	4	60		60
		政治・経済Ⅱ	4	60		60
		政治・経済Ⅲ	4		60	60
	一般教養 (歴史)	日本史Ⅰ	2	30		30
		日本史Ⅱ	2	30		30
		日本史Ⅲ	2		30	30
		世界史Ⅰ	2	30		30
		世界史Ⅱ	2	30		30
		世界史Ⅲ	2		30	30
	一般教養 (地理)	地理Ⅰ	2	30		30
		地理Ⅱ	2	30		30
地理Ⅲ		2		30	30	

公務員学科 市町村専攻 (つづき)

授 業 科 目			単 位	年間授業時間数		総授業 時間数	備 考
				第 1 学年	第 2 学年		
選 択	ビジネス関連技法 A	簿記Ⅰ	5		75	75	
		電卓Ⅰ	2		30	30	
		税法Ⅰ	3		45	45	
		トレーニングⅢ	1		30	30	
	選択科目 小計		67	570	450	1,020	
選 択	社会実習	社会実習Ⅰ	1		45	45	
		社会実習Ⅱ	1		45	45	
		社会実習Ⅲ	1		45	45	
		社会実習Ⅳ	1		45	45	
		社会実習Ⅴ	1		45	45	
		社会実習Ⅵ	1		45	45	
		社会実習Ⅶ	1		45	45	
選択科目 小計		7		315	315		
選 択	ビジネス関連技法 B	数的知能Ⅳ	4	60		60	
		判断知能Ⅳ	4	60		60	
		模擬演習Ⅳ	4	60		60	
		模擬演習Ⅴ	2	30		30	
		電卓Ⅱ	2	30		30	
		PowerPointⅠ	2	30		30	
		WordⅡ	2	30		30	
		ExcelⅡ	2	30		30	
		簿記Ⅱ	5	75		75	
		税法Ⅱ	3	45		45	
		キャリアデザインⅡ	1	15		15	
選択科目 小計		31	465		465		
総 合 計			137	1,080	990	2,070	

## 別表第1 (第9条関係)

## 教育課程及び授業時間数

## 文化・教養分野 専門課程 公務員学科 (1年制)

授 業 科 目		単 位	年間授業 時間数	備 考	
必 修	一般教養 (数的)	数的知能A	6	90	
		数的知能B	4	60	
	一般教養 (判断)	判断知能A	6	90	
		判断知能B	4	60	
	総合演習	2次試験対策A	2	30	
		2次試験対策B	2	30	
		模擬演習A	4	60	
		模擬演習B	4	60	
	ビジネス関連技法A	キャリアデザイン	1	15	
		Word	2	30	
		Excel	2	30	
		PowerPoint	2	30	
	必修科目 小計		39	585	
選 択	一般教養 (国語)	国語・文章理解A	4	60	
	一般教養 (英語)	英語A	2	30	
	一般教養 (数学)	数学A	2	30	
	一般教養 (政治・経済)	政治・経済A	4	60	
	一般教養 (歴史)	日本史A	2	30	
		世界史A	2	30	
	一般教養 (地理)	地理A	2	30	
	ビジネス関連技法A	電卓	2	30	
		簿記	5	75	
		税法	3	45	
選択科目 小計		28	420		

公務員学科（1年制）（つづき）

授 業 科 目		単 位	年間授業 時間数	備 考	
選 択	ビジネス関連技法A	模擬演習C	2	30	
	社会実習	社会実習Ⅰ	1	45	
		社会実習Ⅱ	1	45	
		社会実習Ⅲ	1	45	
		社会実習Ⅳ	1	45	
		社会実習Ⅴ	1	45	
		社会実習Ⅵ	1	45	
	ビジネス関連技法B	国語・文章理解B	4	60	
		作文指導A	2	30	
		英語B	2	30	
		数学B	2	30	
		政治・経済B	4	60	
		日本史B	2	30	
		世界史B	2	30	
		地理B	2	30	
		数的知能C	6	90	
		判断知能C	6	90	
		基礎学習講座A	2	30	
		トレーニングA	1	30	
トレーニングB	1	30			
選択科目 小計		44	870		
総 合 計		67	1,005		

## 別表第2（第32条関係）

## 授業料、入学金その他の費用

&lt;文化・教養分野 専門課程&gt;

学 科	区 分	入学検定料	入学金 (初年度のみ)	授業料 (年間)	教育充実費 (年間)
公務員学科		25,000 円	100,000 円	700,000 円	150,000 円
公務員学科 (1年制)		25,000 円	100,000 円	650,000 円	150,000 円

契印	第 号	学校法人吉田学園 吉田学園公務員法科専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日	称号を授与する 第百八十六条に基づき、専門士（文化・教養専門課程）の 学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則 職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による 右の者は本校専門課程公務員学科（二年）の課程	校 印	卒業証書	氏 名 年 月 日生
----	--------	--	-------	---	--------	------	------------------

契印	第 号	学校法人吉田学園 吉田学園公務員法科専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日	本専修学校の専門課程公務員学科（二年制） の課程を卒業したことを証する	校 印	卒業証書	氏 名 年 月 日生
----	--------	--	-------	--	--------	------	------------------

附帯教育事業の修了証書

第 号	契 印	学校法人吉田学園 吉田学園公務員法科専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日	課程を修了したことを証する	本校附帯教育事業の〇〇科の	校 印	修 了 証 書
	氏 名					年 月 日 生	

備考 〇 〇科は、科名を記載するものとする。